

函館市地域包括支援センター たかおか

(地域包括支援センター運営業務)

令和7年度（2025年度）活動評価

令和8年度（2026年度）活動計画

東央部第2圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	・ ・ ・	1
2. 重点活動	・ ・ ・	5
3. 令和7年度活動評価および令和8年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・ ・ ・	8
(ア) 総合相談支援業務	・ ・ ・	8
(イ) 権利擁護業務	・ ・ ・	12
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ ・ ・	16
(エ) 地域ケア会議推進事業	・ ・ ・	24
イ 生活支援体制整備事業	・ ・ ・	32
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・ ・ ・	32
ウ 認知症総合支援事業	・ ・ ・	36
(ア) 認知症初期集中支援推進事業	・ ・ ・	36
(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業	・ ・ ・	36
エ 広報・啓発	・ ・ ・	40

圏 域 の 現 状 と 課 題

1. 人口の推移と年齢構成

(人)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R7.9	割合	全市
年少人口	1,938	1,737	1,636	1,550	1,488	1,423	6.8%	8.4%
生産年齢人口	11,984	11,205	10,922	10,608	10,388	10,241	48.7%	54.1%
高齢人口	9,764	9,762	9,667	9,542	9,365	9,344	44.5%	37.5%
65～74歳	4,832	4,717	4,425	4,147	3,782	3,687	17.6%	15.6%
75歳以上	4,932	5,045	5,242	5,395	5,583	5,657	26.9%	21.9%

2. 世帯構成 (R7.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	3,748	30.3%	27.3%
高齢者複数世帯	2,012	16.2%	12.9%
その他	6,623	53.5%	59.8%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

	R6.9	R7.9	全市
認定者数	805	815	7,676
認定率	8.4%	8.7%	8.8%
給付実績	427	376	4,198
給付率	4.5%	4.0%	4.8%

4. 介護保険サービス事業所数 (R7.9)

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	6
地域密着型サービス (※2)	10

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く) の件数

5. その他の福祉事業所数 (R7.9)

(件)

	事業所数
高齢者福祉施設等 (※3)	17
障がい者福祉施設等 (※4)	11
児童福祉施設	1
救護施設	2

※3 介護老人福祉施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム・ケアハウス・生活支援ハウス

※4 多機能型事業所・共同生活援助事業所・就労支援事業所 等

6. 医療機関等 (R7.9)

(件)

	事業所数
クリニック	3
歯科医院	6
薬局	3

7. 地域組織 (R7.9)

民生児童委員協議会	3方面
町・町会（自治会）	37町・31町会
在宅福祉委員会	22委員会
老人クラブ	8団体
くらしのサポーター（登録者）	7名

8. 保育・教育機関 (R7.9)

(件)

	事業所数
保育所・認定こども園・幼稚園	7
小学校	5
中学校	4
高等専門学校	1
短期大学	1
大学	1
養護学校高等部（小・中・高）	1
放課後児童クラブ	5

9. 地域の特徴

- (1) 当圏域は大きく分けると3つの特徴があり、根崎町から石崎町までの海岸沿いの地域から、山間部や高台に位置する漁業や農業等第一次産業に携わる方の多い地域、上湯川町や西旭岡町にある巨大な団地群、圏域内に点在する函館市のベッドタウンやタウンコンセプトのもとに開発された住宅地を内包する広域な地域である。
- (2) 海岸線沿いや山間部の第一次産業に携わる方の多い地域では、親族や近隣同士が支え合って生活している方が多い。
- (3) 都市型の問題のほか、近隣に病院や商店等が著しく少ないことにより、交通手段の確保が必須であり、疾病等による閉じこもりやフレイルの進行から、認知症の発症や悪化に至る可能性が高い。
- (4) 生産年齢人口の流出から高齢化が進行し、独居や高齢者のみ世帯が増加し、これに伴い支援が必要な高齢者が増加している。
- (5) 低所得者（生活保護受給者含む）が居住可能な公営住宅が多く、居住の受け皿となっている。また、隣接した圏域に精神科病院があり、通院患者が多く居住している。
- (6) 上記（3）・（4）が要因と考えられる諸問題の相談が多く寄せられ、近年は多世代に渡る重複した課題を有する世帯も増加傾向にある。
- (7) 様々な大規模福祉施設及び併設事業所が多く、地域組織と福祉施設の連携に可能性が潜在した地域であると考ええる。
- (8) 各種事業の取り組みの中で、地域活動の担い手となり得る住民が相当数存在していることが把握できているため、これらの方々との連携が今後の地域づくりのカギとなると考えられる。

10. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	地域活動に携わる人達の活動継続への意欲は高いが、不安を抱えている。	・地域の組織や団体の中には、役員の高齢化や担い手不足から、役員や主となって担う人達の負担感が増加している。また、企画運営、合意形成に要する時間や労力が特定の人に偏っている場合がある。	地域活動に携わる人達が、様々な資源を活用し、地域活動を継続することができる。
2	認知症が疑われる高齢者とその家族が、相談までに時間を要する。	・60から70代の本人やその家族は、認知症の受容に時間を要する傾向にあると共に、家族の就労や子育てにより対応時間を設けられない、近隣との交流が少なく、悩みを抱え込み孤立している世帯もある。 ・地域住民の認知症に対する理解が広まり、受け入れて見守ってくれているが、周辺症状が悪化しなければ相談に繋がらない場合がある。 ・早期相談、早期対応が重要であるという認識が十分に広まっておらず、認知症が進行してから相談に至ることが多い。	地域住民が、認知症を疑った時、早期に相談することの重要性を知ることができる。
3	意思決定ができなくなる時の備えに不安を抱える高齢者がいる。	・身寄りがいない、親族に頼ることができないという人が増加している。 ・親族に迷惑をかけたくないという思いから、自身で何とかしたいと考える。 ・子ども達から、緊急時や死後のことを考えておこう促される。 ・様々な情報媒体から「終活」について見聞きすることが増え、意識が高まっている。	高齢者が、意思決定が困難になった時のために、活用できる知識やツールを知ることができる。

4	外出や病院に受診ができない高齢者がいる。	・バスの減便、乗り換えや待ち時間の不便さが増し、通院のための移動に影響を受ける人が一定数いる。 ・一部の高齢者において、公共交通機関の利用方法がわからない。 ・病院までの距離が長く、タクシーの利用は金銭的な負担が大きい。 ・高齢に伴い自家用車の運転をやめる人が増加し、近隣住人同士の乗り合いが活用できなくなった。 ・身体機能の低下により、バス乗降やバス停まで行くことが困難。バス停までの道程が坂道、未舗装である場合は、より困難さを増している。	高齢者が自家用車以外の移動手段を活用し、通院することができる。
5	複雑な問題を抱え、生命の危機や権利侵害が生じている世帯が増えている。	・生活管理を適切に行うことができておらず、若い頃から問題を抱えていた場合が多い。 ・借入れや支払いの仕組みが多様化し、理解不足のまま借入れや購入をしてしまい債務が重なってしまう。 ・親族の疾病や関係不良により、支援者となり得る親族がおらず、地域からも孤立している。 ・相談に至った時にはすでにライフラインの停止や食料が全く無い状況にある。 ・問題が複雑化して多分野に及び、解決手段が限られている。解決のために必要な金銭を用意することができない上、無償の支援は限られている。	複雑な問題を抱えている世帯や周囲の人が、相談先を知り、早期に相談することができる。

重点活動

1. 函館市全域の重点取組事項

番号	重点取組事項	活動目標
1	高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センター（以下「センター」という。）の周知の強化	・ 高齢者と関わりが少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターについての周知を強化することで、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に対応できる高齢者が増加する。
2	高齢者虐待防止に関する啓発の強化	・ 高齢者の身近にいる人々や相談を受けやすい関係機関に対し、高齢者虐待防止に関する啓発を行うことで、高齢者の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、センターが早期に対応することができる。
3	認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解の普及啓発の強化	・ 認知症に関する正しい知識（とくに初期症状）および早期対応の重要性についての普及啓発、認知症の相談窓口の周知を強化することで、早期に適切な支援につながる人が増加する。 ・ 「新しい認知症観」の普及啓発や「認知症カフェ」の開催、「チームオレンジ」の整備を推進することで、認知症の人に関する地域住民の理解を深め、「認知症カフェ」や「チームオレンジ」などの地域活動に参加する住民が増加する。
4	住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成	・ 高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を図ることで、活動に参加する高齢者数が増加する。

※活動内容は「令和8年度（2026年度）函館市地域包括支援センター運営方針」参照

2. 地域課題に対する重点活動

番号	地域課題	各業務での取組
1	地域活動に携わる人達が、様々な資源を活用し、地域活動を継続することができる。	・ 「助け合い活動」開催の働きかけ、運営の協力や社会資源の活用。 ・ 出前講座への講師派遣や社会資源の活用。 ・ 認知症カフェの開催。 ・ 既存の社会資源の情報収集および提供。「わが町 活動ガイド」を活用した他地域の活動についての情報交換および共有。

2	地域住民が、認知症を疑った時、早期に相談することの重要性を知ることができる。	○様々な機会を活用した認知症に関する知識の普及啓発。 ・ 出前講座、認知症サポーター養成講座、「助け合い活動」等 ・ 認知症カフェの開催。 ・ 広報紙の活用。 ・ 見守りネットワーク訪問や個別ケース対応時における普及啓発。 ・ 地域課題を検討する地域ケア会議の場を活用することの検討。
3	高齢者が、意思決定が困難になった時のために、活用できる知識やツールを知ることができる。	○様々な機会を活用した、「終活」や意思決定に関する知識やツールの普及啓発。 ・ 出前講座の機会を活用。 ・ 見守りネットワーク訪問や個別ケース対応時における普及啓発。 ・ 広報紙の活用。 ・ 地域課題を検討する地域ケア会議の場を活用することの検討。
4	高齢者が自家用車以外の移動手段を活用し、通院することができる。	・ 交通に関する出前講座や情報発信の企画と講師派遣依頼。 ・ 個別ケース対応や第2層協議体における住民の声を、地域課題として第1層生活支援コーディネーターへ提言。
5	複雑な問題を抱えている世帯や周囲の人が、相談先を知り、早期に相談することができる。	○「福祉拠点」としてのセンターの広報。 ・ 出前講座の実施 ・ 広報紙ならびにホームページの活用。 ・ 見守りネットワーク訪問における広報。 ○地域支援者への包括支援センターの広報と関係構築の推進。 ・ 地域ケア会議の場を活用。 ・ 民生児童委員協議会定例会への参加。 ・ 見守りネットワークのための民生児童委員（以下「民生委員」という。）との個別面談の機会を利用。 ○関係機関との連携機会における包括支援センターの広報と関係構築の推進。 ・ 他分野の行政担当課や関係機関、職能団体（生活保護、ケアマネジャー（以下「ケアマネ」という。）、医療機関、障害福祉 等）。 ・ ライフラインに関する担当課や企業（水道、電気、ガス 等）。 ・ 個別ケース対応時に関わった民間企業。

令和7年度活動評価および令和8年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容

令和7年度活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○利用者基本情報作成状況

(件・人)

	R5年度	R6年度	R7年度	
目標数値	829	801	822	
作成数	予防給付	314	279	236
	うち新規	38	34	32
	見守り	134	90	48
	うち新規	71	52	29
	その他	420	407	418
	うち新規	203	209	224
	合計(A)	868	776	702
うち新規	312	295	285	
高齢者人口(B)	9,524	9,365	9,344	
実態把握率 (A/B)	9.1%	8.3%	7.5%	

○総合相談対応件数

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
実件数	968	1,035	1,100
延件数	1,421	1,465	1,738

・相談者内訳

(人)

	R5年度	R6年度	R7年度
本人	185	186	160
家族、親族	262	296	295
民生委員	22	26	16
町会役員、在宅福祉委員	12	11	11
知人・近隣住民	21	11	17
地域包括支援センター	16	10	10
介護支援専門員	127	151	156
介護保険事業所	19	18	22
医療機関	78	59	107
行政機関	31	23	34
警察・消防署職員	17	18	18
障がい福祉事務所	2	0	10
民間企業	9	11	12
その他	15	11	4

総合相談支援業務

【活動目標】

1.地域住民および支援者が課題に応じて適切な支援に繋がることができる。

【評価】

・相談受付職員の常駐体制を維持し、土曜および祝日の開所も計画どおり実施した。

・毎日のミーティングでは、相談内容の共有や支援方針の検討を継続的に行い、適切に新規情報を共有した。

・相談受理後に、他分野の関係機関へ適切に繋がったケースが多く見られた。

一方で、引継ぎの意図や必要性が十分に伝わらない場合もあり、相手の状況に応じた迅速で分かりやすい情報提供が求められる。

・自立相談支援機関や他分野との協働が増え、複合的課題への対応力が強化された。また、各種会議への参加により、センター機能の周知が進み、新たな関係機関と連携した。

・課題が複合化しており、ミーティングを待たずに協議を行う必要がある相談が増加した。随時協議を行うことで、より迅速に適切な支援に繋がることができた。

・見守りネットワークの台帳整理では、個別ケースの相談に繋がるなど、支援に結びつく重要な機会となった。令和8年度も別地域で実施するため継続して取り組む必要がある。

・見守りネットワーク事業での訪問時に「いきいき生活手帳」を紹介したが希望者はなく、令和7年度は活用に至らなかった。保健師部会での見直しを踏まえ、令和8年度の活用に繋げる。

・外部研修への参加や、センター内研修および事例検討会を積極的に実施し、職員全体の知識、技術の向上が図られた。

○総括

・相談体制が維持され、関係機関との連携やネットワークを活用し、地域住民が適切な支援に繋がることができた。よって目標は達成された。

しかし、相談時点での状況把握が難しく、情報整理や他機関への情報収集が必要なケースが増加していることから、今後も日常的な協議体制を維持しつつ、自立相談支援機関および他機関と連携を強化し、相談者が適切な資源や支援に繋がることができるようにする必要がある。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.対象者、家族および関係者が、課題を整理して適切な支援や資源に繋がることできる。	① 相談時点での課題整理を支援する体制づくり ・毎日のミーティングで相談内容を共有し、課題整理と支援方針の確認を行う。 ・必要に応じて関係機関と随時協議を行い、迅速に支援に繋げる。 ・随時協議を行った場合でも、全体ミーティングで必ず共有し、課題整理を行う。 ② 関係機関との連携強化 ・相談の背景や引継ぎの理由を整理して共有し、意図が分かりやすく伝えるようにする。 ・自立相談支援機関や医療、福祉、教育など多分野との連携を深め、複合課題に一貫して対応できる体制を整える。 ・引継ぎ後の状況を把握できる範囲で確認し、必要に応じて関係機関との連携を継続する。 ③ 地域の状況把握と早期支援 ・見守りネットワーク台帳整理の場面を、個別ケースの把握と地域の状況把握の機会として活用する。 ・台帳整理で得られた情報をもとに、支援が必要なケースを早期に把握し、適切な支援に繋げる。 ④ 職員の専門性向上とセンター機能の強化 ・外部研修、内部研修および事例検討会を継続し、複合課題に対応できる知と技術を高める。 ・センター独自のオリエンテーションマニュアルを活用し、新入職員が相談対応の基礎を早期に身につけられるように支援する。	○利用者基本情報の作成状況 ・利用者基本情報における地域支援事業の内訳と新規の内訳 ○総合相談対応状況 ・総合相談対応件数 ・相談者内訳 ・総合相談内容内訳（延重複あり） ○自立相談支援機関の相談件数 ○ネットワーク構築方法およびネットワーク構築機関 ○研修参加状況 ・研修会参加状況 ・センター内研修およびセンター内事例検討会の実施状況

(7) 総合相談支援業務

令和7年度 活動評価																																									
事業内容																																									
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																								
総合相談 支援業務	○相談内容内訳（延・重複あり） (件) <table><tr><th></th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>介護保険・総合事業</td><td>1,165</td><td>1,198</td><td>1,290</td></tr><tr><td>保健福祉サービス</td><td>64</td><td>88</td><td>105</td></tr><tr><td>介護予防</td><td>7</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>心身の健康</td><td>103</td><td>106</td><td>126</td></tr><tr><td>認知症</td><td>127</td><td>122</td><td>131</td></tr><tr><td>住まい</td><td>143</td><td>100</td><td>116</td></tr><tr><td>権利擁護</td><td>25</td><td>26</td><td>39</td></tr><tr><td>安否確認</td><td>17</td><td>12</td><td>14</td></tr><tr><td>その他</td><td>114</td><td>107</td><td>192</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	介護保険・総合事業	1,165	1,198	1,290	保健福祉サービス	64	88	105	介護予防	7	4	5	心身の健康	103	106	126	認知症	127	122	131	住まい	143	100	116	権利擁護	25	26	39	安否確認	17	12	14	その他	114	107	192
		R5年度	R6年度	R7年度																																					
	介護保険・総合事業	1,165	1,198	1,290																																					
	保健福祉サービス	64	88	105																																					
	介護予防	7	4	5																																					
	心身の健康	103	106	126																																					
	認知症	127	122	131																																					
	住まい	143	100	116																																					
	権利擁護	25	26	39																																					
	安否確認	17	12	14																																					
	その他	114	107	192																																					
	○自立相談支援機関の相談件数（参考） (件) <table><tr><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>3,057</td><td>3,649</td><td>2,964</td></tr></table>	R5年度	R6年度	R7年度	3,057	3,649	2,964																																		
	R5年度	R6年度	R7年度																																						
	3,057	3,649	2,964																																						
	○ネットワーク構築方法およびネットワーク構築機関																																								
・運営推進会議への出席																																									
グループホームあい戸倉、湯川地区パトロール隊 グループホーム高丘・グループホーム香雪園 グループホームあねもね戸倉ヶ丘 小規模多機能型居宅介護支援事業所ばるむⅡ 小規模多機能居宅介護支援事業所ばるむ 第14方面民生児童委員協議会 地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園 函臨福祉センター、小規模多機能居宅介護海翔 高丘町会、戸倉ヶ丘町会、志海苔町会 行政書士松田聡事務所、（株）おせっかい 計16団体																																									
・民生児童委員連絡協議会定例会への参加																																									
第14方面民生児童委員協議会 第15方面民生児童委員協議会 計2団体																																									
・町会役員との意見交換																																									
上野町、空港団地町会、高丘町会、香雪団地自治会 鶴野町会、戸倉ヶ丘町会、新湊町会、志海苔町会 根崎町会、見晴町会 計10団体																																									
・今後の連携に向けた面談																																									
道南うみ街信用金庫、タリーズコーヒーフラン チャイジー、函館市企画部計画推進室交通政策課 北斗市地域包括支援センターかけはし 函館市企画部計画推進室交通政策課 計5団体																																									
・小学校運営協議会や運動会への出席																																									
函館市立高丘小学校、函館市立戸倉中学校、 函館市立上湯川小学校、第14方面民生児童委員協議会 高丘小学校地域コーディネーター、高丘幼稚園 戸倉中学校運営協議会委員 上湯川小学校運営協議会委員 計8団体																																									
・懇談会への参加																																									
北海道リハビリテーション専門職協会 北海道歯科衛生士会函館支部 北海道栄養士会函館支部 函館保護観察所、函館弁護士会、函館地方検察所 更生保護施設巴寮、函館少年刑務所、函館共同宿泊所 法テラス函館法律事務所、函館市障がい保健福祉課 障害生活支援センターぱすてる 計12団体																																									
○センター内研修およびセンター内事例検討会の実施状況																																									
・センター内研修																																									
令和8年1月8日実施。																																									
・センター内事例検討会																																									
令和7年10月19日実施。																																									

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目 的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○権利擁護相談対応状況

・対応件数 (件)

	R5年度	R6年度	R7年度
ケース数（実）	49	54	65
うち医療と連携あり	37	36	49
うち医療以外と連携あり	47	54	65

・対応事案内訳（重複あり） (件)

	R5年度	R6年度	R7年度
高齢者虐待（疑い含む）	19	24	19
終結数	13	14	15
終結率	68.4%	58.3%	78.9%
セルフネグレクト	1	0	0
成年後見等	3	4	8
消費者被害	0	0	0
困難事例	34	32	52

・権利擁護対応における終結率

	R5年度	R6年度	R7年度
対応件数	49	54	65
終結件数	32	28	41
終結率	65.3%	51.8%	63.0%

・課題の要素（重複あり） (件)

	R5年度	R6年度	R7年度
個人 認知症（MCI、疑い含む）	27	28	35
知的障害・精神障害・発達障害	16	16	19
疾病・依存症	18	19	29
性格・気質	20	15	26
その他	4	4	6
社会的 家族の問題	42	46	48
身寄りがいない	12	10	17
経済困窮	15	18	28
地域との関係性	9	5	6
その他	11	9	14
不適切な対応	2	2	6

○活動目標

1. 対象者および家族が支援者とともに問題を整理し、課題解決に向けて行動することができる。

【評価】

・対象者および家族の中には、自らが置かれている状況を問題として認識しておらず、結果として権利侵害が生じているケースが散見された。

・令和6年度と比較して、対象者が抱えている問題に応じた情報提供や、幅広い分野の支援者との連携、他機関へ繋ぐケースが増加した。

・権利擁護対応ケースではカンファレンスを実施し、支援者とともに対象者が抱える問題を共有し、役割分担や支援方法を検討した。支援者、対象者および家族に、置かれている状況を説明することにより理解を促進し、対象者の合意を得て、課題解決に向けて働きかけた。

○総括

・上記の取り組みを行った結果、権利擁護対応における終結率が増加した。よって、目標は達成したと評価する。権利擁護対応件数は年々増加傾向にあり、引き続き対象者や家族、支援者とともに問題解決に向けて行動できるよう取り組みを継続する必要がある。

【活動目標】

2. センター職員が、高齢者虐待対応における初動期段階と対応段階の流れを理解し、行動できる。

【評価】

・高齢者虐待の相談受付から終結まで、常にセンター全体で共有し、今後の動きや必要な情報収集、不足している視点について積極的に検討を行ったうえで、市と事実確認のための役割分担や情報収集の方法を協議した。

・常に、市と対応経過や今後の支援方法を協議し関係機関と協働して支援した。

・高齢者虐待対応における初動期段階と対応段階での対応の流れについて理解することを目的としたセンター内研修では、相談受付時の留意点の確認や社会福祉士会が作成した虐待帳票の活用の有効性について共有し、高齢者虐待対応の流れを再確認した。

・高齢者虐待対応に関する研修会の参加状況は令和6年度と同様であり、継続的なスキルアップの機会が確保されている。

○総括

・センター職員は、毎日のミーティングにおける高齢者虐待対応の全体共有やセンター内研修を通じて、センター全体で初動期段階と対応段階の流れを理解し、行動することができた。よって目標は達成した。

・令和6年度と比較し、成年後見制度の活用の提案や利用支援を行うことが増加した。今後も成年後見制度の活用を検討するケースが増加する

権利擁護業務

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.対象者および家族が支援者とともに問題を整理し、課題解決に向けて行動できる。	①関係機関との連携の強化。 ・関係機関と早期に連携を図り、随時、役割や支援経過を共有する。 ・必要時に、関係機関を含めた個別ケースの検討を行う地域ケア会議やカンファレンスを実施する。 ②課題分析や対応方法の検討と共有。 ・ミーティングで支援経過を共有し、センター全体で今後の支援の方向性について積極的に意見交換を行う。 ・別記第3号様式「権利擁護業務報告書」等を活用し、発生要因と表面化した問題の分析を行い、対象者または家族が抱える問題を把握する。 ③必要な社会資源の活用。 ・対象者やその家族、関係機関と表面化した問題を共有し、対応方法を検討するとともに、適切な社会資源の活用、他機関へ繋がるように情報提供および調整を行う。	○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・連携件数 ・対応事案内訳 ・権利擁護対応における終結率 ・課題の要素 ・対応者内訳 ・対応方法
2.センター職員が、成年後見制度の活用の流れを理解し、活用の提案や利用支援を行うことができる。	①成年後見制度の活用提案と利用支援。 ・相談受付内容を整理し、成年後見制度の活用が望ましいケースでは、対象者または家族、支援者に成年後見制度の説明を行い、活用の提案および利用支援を行う。 ・相談内容に応じて成年後見センターへ相談、または連携を図る。 ②函館弁護士会との定例相談会の活用。 ③センター内研修の実施。 ・成年後見制度の活用の流れをセンター全体で確認する。 ④成年後見制度に関する研修会の積極的な参加。 ・研修会の資料や内容を全職員に共有する。	○成年後見制度の活用が必要なケースの対応状況 ○函館弁護士会との定例相談会の活用状況 ○センター内研修の実施状況 ○成年後見制度に関する研修会の参加状況

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

事業内容		令和7年度 活動評価				
		実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価	
権利擁護 業務	・ 対応者の内訳			(件)	と予測されるため、令和8年度は成年後見制度に関する知識の向上に向けて取り組むことが必要である。	
		R5年度	R6年度	R7年度		
	家族・親族	36	36	39		
	民生委員	10	4	9		
	町会役員・在宅福祉委員	6	4	3		
	知人・近隣住民	13	8	15		
	介護支援専門員	26	30	42		
	介護保険事業所	22	36	42		
	医療機関	37	36	49		
	行政機関	32	35	46		
	警察・消防	17	15	18		
	民間企業	6	13	13		
	障害関係	3	4	8		
	児童関係	1	1	0		
	司法関係	0	5	13		
	成年後見センター	4	3	7		
	自立相談支援機関	5	8	10		
	その他	7	9	14		
	・ 対応方法			(件)		
		R5年度	R6年度	R7年度		
	状況確認	49	54	64		
	相談・助言	33	45	55		
	情報提供	19	18	34		
	安否確認	5	2	5		
	各種申請等手続き支援	12	16	19		
	サービス等利用調整	13	8	11		
	関係機関との連携	39	37	55		
	受診支援	15	12	16		
	家族への支援	22	23	21		
	入所支援	3	2	4		
	地域による見守り	6	4	5		
	近隣との関係調整	8	5	6		
	成年後見制度利用支援	3	3	7		
	日常生活自立支援事業利用支援	0	0	0		
	自立相談支援機関へのつなぎ	1	4	4		
	他機関へのつなぎ	3	6	11		
	民間サービスの活用	1	2	1		
	カンファレンス	6	12	20		
	地域ケア会議	1	2	3		
	認知症初期集中支援チーム	0	0	0		
	その他	3	1	5		
	○センター内研修の実施状況					
	令和8年1月8日実施。					
	○高齢者虐待対応に関する研修会の参加状況					
	(回)					
		R5年度	R6年度	R7年度		
	研修会	4	4	5		

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目 的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

令和7年度 活動評価																	
事業内容																	
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																
○ケアマネへの個別支援状況（実） (件) <table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>ケース数</td><td>14</td><td>19</td><td>15</td></tr><tr><td>終結数</td><td>13</td><td>17</td><td>13</td></tr><tr><td>終結率</td><td>92.8%</td><td>89.5%</td><td>86.7%</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	ケース数	14	19	15	終結数	13	17	13	終結率	92.8%	89.5%	86.7%	【活動目標】 1.ケアマネが、ケースに関わる多職種・他機関や地域関係者とネットワークを構築し、支援に活かすことができる。 【評 価】 ・個別支援ケース数は、令和6年度よりも減少し、地域ケア会議を開催したケースも令和6年度の4件から3件に減少した。しかし、権利擁護対応ケースにおいて、ケアマネに関わるケース数は37件に上り、ケアマネが困難性の高いケースに関わり、多職種や他機関との連携機会が増加している。 ・地域ケア会議やカンファレンス等において、地域関係者や数多くの職種、機関と情報共有や支援の検討を行い、検討した支援方法に対して役割を分担し、実践している。権利擁護対応ケースにおける多職種、他機関、地域関係者との連携状況については、「権利擁護業務」の項における実績「対応者の内訳」と「対応方法」を参照。
	R5年度	R6年度	R7年度														
ケース数	14	19	15														
終結数	13	17	13														
終結率	92.8%	89.5%	86.7%														
○支援内容（重複あり） ※該当項目のみ掲載 ケアマネへの支援 <table><tr><td>情報提供</td><td>1</td></tr><tr><td>助言または指導</td><td>6</td></tr><tr><td>連携のための支援</td><td>3</td></tr><tr><td>連携のための支援（民生委員との）</td><td>2</td></tr><tr><td>対応の振り返り</td><td>7</td></tr><tr><td>支援チームの一員としての支援</td><td>3</td></tr><tr><td>地域ケア会議の開催</td><td>3</td></tr></table>	情報提供	1	助言または指導	6	連携のための支援	3	連携のための支援（民生委員との）	2	対応の振り返り	7	支援チームの一員としての支援	3	地域ケア会議の開催	3	○総括 ・地域関係者や各種機関と構築したネットワークを活用し、有効な支援を実施している。よって目標は達成されたと評価する。複雑化する問題に対し、ケアマネの地域ケア会議やカンファレンスを活用する意識や実践力がより向上するよう引き続き働きかける必要がある。 【活動目標】 2.ケアマネが、自身の問題に気づき、導き出した改善案を活かした支援を検討することができる。 【評 価】 ・対象者ならびに家族の考えや価値観が多様化し、家族関係も複雑化していることにより、ケアマネが支援に困難さを抱えていると分析する。終結した個別支援ケース13件のうち6件がケアマネ変更に至った。 ・対応の振り返りを行うことが重要と考え、取り組んだことにより、個別支援ケース数は減少しているが、対応の振り返りの実施件数は令和6年度の4件から増加した。 ・ケアマネは、自らの対応を振り返る中で、対象者や家族の背景因子に着目し、個別性のある支援や対人援助の改善を検討することができていた。		
情報提供	1																
助言または指導	6																
連携のための支援	3																
連携のための支援（民生委員との）	2																
対応の振り返り	7																
支援チームの一員としての支援	3																
地域ケア会議の開催	3																
○多職種・他機関、地域関係者との連携状況（ケアマネが担当するケースの地域ケア会議における参加機関） <table><tr><td>民生委員</td><td>第14方面民生児童委員協議会 第15方面民生児童委員協議会</td></tr><tr><td>町会役員</td><td>香雪団地自治会</td></tr><tr><td>在宅福祉委員</td><td>香雪団地自治会在宅福祉委員会</td></tr><tr><td>介護サービス事業所</td><td>訪問介護事業所輝 ケアステーションはれる SOMPOケア函館湯の川訪問介護 訪問介護ステーション輪 訪問看護ステーションあや 訪問看護ステーションよつ葉 訪問看護ステーションエクラ デイサービスセンターおおぞら マルベリーさわやかセンター函館</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>稜北クリニック</td></tr><tr><td>その他</td><td>函館中央署 旭岡駐在所</td></tr></table>	民生委員	第14方面民生児童委員協議会 第15方面民生児童委員協議会	町会役員	香雪団地自治会	在宅福祉委員	香雪団地自治会在宅福祉委員会	介護サービス事業所	訪問介護事業所輝 ケアステーションはれる SOMPOケア函館湯の川訪問介護 訪問介護ステーション輪 訪問看護ステーションあや 訪問看護ステーションよつ葉 訪問看護ステーションエクラ デイサービスセンターおおぞら マルベリーさわやかセンター函館	医療機関	稜北クリニック	その他	函館中央署 旭岡駐在所	○総括 ・令和6年度から継続した活動目標であり、令和6年度の評価と合わせ、目標は達成されたと評価する。対象者ならびに家族の抱える問題は年々多様化、複雑化しており、ケースに関わる支援者の視点も交えたアセスメントや、対応の振り返り				
民生委員	第14方面民生児童委員協議会 第15方面民生児童委員協議会																
町会役員	香雪団地自治会																
在宅福祉委員	香雪団地自治会在宅福祉委員会																
介護サービス事業所	訪問介護事業所輝 ケアステーションはれる SOMPOケア函館湯の川訪問介護 訪問介護ステーション輪 訪問看護ステーションあや 訪問看護ステーションよつ葉 訪問看護ステーションエクラ デイサービスセンターおおぞら マルベリーさわやかセンター函館																
医療機関	稜北クリニック																
その他	函館中央署 旭岡駐在所																

包括的・継続的
ケアマネジメント
支援業務（介護支援専門員に対する個別支援）

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1. ケアマネが、多職種や地域関係者の視点も交えたアセスメントを行い、対応を振り返ることにより良い支援を検討することができる。	① センター担当職員は、課題の明確化および解決ならびに終結を意識して取り組み、センター主任ケアマネは、支援内容および進捗を確認する。 ② センター担当職員は、ケアマネと地域関係者や他機関についての把握および連携促進を図り、カンファレンスや地域ケア会議の開催を検討する。 ③ ケアマネへの個別支援、研修等の機会において、「民生委員とケアマネジャーの連携ガイド」の紹介を行う。 ④ ケアマネおよび所属する居宅介護支援事業所の課題や強みの気付きに繋がるよう意識して取り組む。 ⑤ 個別支援の終結後、経過確認を行い、必要と判断した場合は個別支援の再開を働きかける。 ⑥ センター内事例検討会の実施により、センター職員の個別支援対応力の向上を図る。	・ 終結数（率） ・ 支援に至った要因 ・ 支援内容 ・ 多職種、他機関、地域関係者との連携状況 ・ 権利擁護対応ケースにおけるケアマネの関わりの状況

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護支援専門員に対する個別支援）	○支援に至った要因（重複あり） ※該当項目のみ掲載（件）	返りを経た支援の検討は、より重要になると考える。令和8年度は活動目標1と2を統合し、ケアマネのケアマネジメント一連のスキル向上を図っていきたい。
	関連制度理解	
	その他 ・相続に関する知識	
	ケアマネ自身の問題	
	対人援助技術	
	支援の不足	
	過剰な支援	
	モチベーションの低下	
	対象者の問題	
	認知症による問題行動	
	精神疾患による問題行動	
	不適切な要求	
	気質・性格の問題（クレーマー等）	
	家族の問題	
	支援拒否	
	気質・性格の問題（クレーマー等）	
	家族関係の問題	
	支援できる家族・親族がいない	
	家族間のトラブル	
	その他（自由記載）	
	・対象者の急激なADLの低下。 ・包括直営から委託となるが、対象者の独自の考えの中では納得ができず、引き継いだケアマネの支援に悪影響となった。 ・ケアマネの社会資源に関する知識不足。	

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価		
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務（体制の構築）	○合同ケアマネジメント研修開催状況			
	(回)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	開催回数	2	2	2
	・圏域の参加状況（1回目、2回目の合計）			
	参加事業所数	居宅介護支援事業所	4件	
		小規模多機能	0件	
		入所系施設	3件	
	参加率	居宅介護支援事業所	80.0%	
		小規模多機能	0.0%	
		入所系施設	25.0%	
	参加者数	居宅介護支援事業所	8人	
		小規模多機能	0人	
		入所系施設	5人	
		合計	13人	
	○圏域ケアマネジメント研修（東央部第1・第2圏域合同）			
	・令和8年2月17日開催			
	テーマ	「具体的に達成可能な目標設定」～障害により意向が定まらない方への支援を考える～		
		参加事業所数	居宅介護支援事業所	4
			小規模多機能	0
		参加率	居宅介護支援事業所	80.0%
	小規模多機能		0.0%	
	参加者数	居宅介護支援事業所	8人	
		小規模多機能	0人	
合計		8人		
【活動目標】				
1.本人や地域の強みを活かした自立支援を意識したケアマネジメントができる。				
【評価】				
○合同ケアマネジメント研修				
・令和6年度と比較し、参加事業所数はほぼ同数であった。参加者数の減少については、事業所のケアマネ所属数の減少が要因と考える。				
・アンケートにおいて、研修内容の理解度を問う3つの設問では、いずれも99.0%の参加者が「理解が深まった」「理解できた」と回答した。研修の到達目標（活動目標と同一）については、78.2%の参加者が「もともとできていた」「できそうである」と回答した。				
○圏域ケアマネジメント研修				
・令和6年度と比較し、参加事業所数、参加者数共に減少した。しかし、当日欠席が3人であり、申し込み段階では令和6年度を上回った。				
・圏域内の居宅介護支援事業所の主任ケアマネに事例提供を依頼し、資料の作成や打ち合わせの参加等、協働することができた。				
・合同ケアマネジメント研修の内容を振り返り、演習を行った。目標設定のための考え方について理解を深めた。グループワークでは、様々な視点で事例を理解し、目標設定と必要な支援について活発な意見交換が行われた。				
○総括				
・合同、圏域双方のケアマネジメント研修の評価内容から、目標は達成されたと評価する。令和8年度の研修については、主任介護支援専門員部会において策定された「令和8年度ケアマネジメント研修開催計画」に則り開催していく必要がある。				

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.地域包括ケアを意識した、より質の高いケアマネジメントを考えることができる。	①合同ケアマネジメント研修の開催。(2回) ・開催目的 多くの介護支援専門員が、令和9年度介護保険制度改正のポイントを学び、事業所ならびに介護支援専門員に求められる質や役割を理解することができる。 ・テーマ(仮) 「令和9年度 介護保険制度改正のポイントを学ぶ。」 ・内容(仮) ①介護保険制度改正のポイント ②介護支援専門員に求められること ②圏域ケアマネジメント研修の開催。(1回) ・合同ケアマネジメント研修の内容を踏まえ、振り返りとなる研修内容とする。 ・圏域内のケアマネと協働して開催し、特に主任ケアマネの参画を働きかける。 ※①は10センター合同、②は東央部第1、第2圏域合同で開催する。	○合同ケアマネジメント研修 ・参加事業所数(率) ・参加者数 ・アンケート結果内容 ○圏域ケアマネジメント研修 ・参加事業所数(率) ・参加者数 ・居宅介護支援事業所のケアマネとの連携、協働の状況 ・参加者の声

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容		令和7年度 活動評価																															
		実績（実施回数、内容、実施方法等）																															
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務（体制の構築）	○圏域懇談会（東央部第2圏域単独） ・令和7年7月18日開催		【活動目標】 2.居宅介護支援事業所およびケアマネ同士において、相互理解が深まり、連携・協働の体制が促進される。 【評価】 ○圏域懇談会 ・令和6年度と比較し、参加事業所数は同数、参加者数は2人減少した。当日欠席が2人であり、申し込み人数は同数であった。関心の高いテーマ設定や、日頃の業務を通じた関係構築により、参加者数が維持できたと考える。 ・意見交換では、事業所同士で質疑応答や情報交換をする場面が見られた。 ○ケアマネ研修 ・計画では、事例検討会を開催する予定であったが、本研修の講師から研修開催の提案を受け、令和4年度から協働してきた3つの居宅介護支援事業所の管理者と相談のうえ、「ケアマネ研修」として開催することとした。 ・入所施設のケアマネも対象とし、入所施設から1事業所2人が参加したことにより、令和6年度と比較し参加者数は増加した。テーマは、ケアマネの法定研修に導入された手法であり、関心の高いテーマであったと考える。 ・講義の後には、質問や感想を話し合うグループワークを行い、活発な話し合いがされた。 ○総括 ・懇談会とケアマネ研修における意見交換やグループワークにより、センター職員やケアマネ同士の交流機会が多く得られ、相互理解や関係構築が深化したと評価する。ケアマネ研修では、令和8年度に、同手法を事例を用いて学ぶ研修を開催することを、3つの居宅介護支援事業所の管理者と話し合い、開催に向けた打ち合わせや事例提供への協力等、協働体制が確立されている。以上のことから、目標は達成したと評価する。相互理解や協働体制が持続するよう、引き続き各種機会において働きかけを行う必要がある。																														
	<table><tr><td rowspan="2">内 容</td><td colspan="2">○意見交換1：介護予防支援の指定対象拡大から1年を経て</td></tr><tr><td colspan="2">○意見交換2：訪問介護の調整や、事業所ならびにホームヘルパーとの連携について</td></tr><tr><td rowspan="2">参加事業所数</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>4件</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0件</td></tr><tr><td rowspan="2">参加率</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0.0%</td></tr><tr><td rowspan="3">参加者数</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>9人</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0人</td></tr><tr><td>合計</td><td>9人</td></tr></table>		内 容	○意見交換1：介護予防支援の指定対象拡大から1年を経て		○意見交換2：訪問介護の調整や、事業所ならびにホームヘルパーとの連携について		参加事業所数	居宅介護支援事業所	4件	小規模多機能	0件	参加率	居宅介護支援事業所	80.0%	小規模多機能	0.0%	参加者数	居宅介護支援事業所	9人	小規模多機能	0人	合計	9人									
	内 容	○意見交換1：介護予防支援の指定対象拡大から1年を経て																															
		○意見交換2：訪問介護の調整や、事業所ならびにホームヘルパーとの連携について																															
	参加事業所数	居宅介護支援事業所	4件																														
		小規模多機能	0件																														
	参加率	居宅介護支援事業所	80.0%																														
		小規模多機能	0.0%																														
	参加者数	居宅介護支援事業所	9人																														
		小規模多機能	0人																														
		合計	9人																														
	○ケアマネ研修（東央部第2圏域単独） ・令和7年10月17日開催																																
	<table><tr><td>テーマ</td><td colspan="2">「適切なケアマネジメント手法」の理解</td></tr><tr><td rowspan="2">内 容</td><td colspan="2">○講義</td></tr><tr><td colspan="2">○グループワーク、意見交換</td></tr><tr><td rowspan="3">参加事業所数</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>4件</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0件</td></tr><tr><td>入所系施設</td><td>1件</td></tr><tr><td rowspan="3">参加率</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>入所系施設</td><td>9.1%</td></tr><tr><td rowspan="4">参加者数</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>11人</td></tr><tr><td>小規模多機能</td><td>0人</td></tr><tr><td>入所系施設</td><td>2人</td></tr><tr><td>合計</td><td>13人</td></tr></table>		テーマ	「適切なケアマネジメント手法」の理解		内 容	○講義		○グループワーク、意見交換		参加事業所数	居宅介護支援事業所	4件	小規模多機能	0件	入所系施設	1件	参加率	居宅介護支援事業所	80.0%	小規模多機能	0.0%	入所系施設	9.1%	参加者数	居宅介護支援事業所	11人	小規模多機能	0人	入所系施設	2人	合計	13人
	テーマ	「適切なケアマネジメント手法」の理解																															
	内 容	○講義																															
○グループワーク、意見交換																																	
参加事業所数	居宅介護支援事業所	4件																															
	小規模多機能	0件																															
	入所系施設	1件																															
参加率	居宅介護支援事業所	80.0%																															
	小規模多機能	0.0%																															
	入所系施設	9.1%																															
参加者数	居宅介護支援事業所	11人																															
	小規模多機能	0人																															
	入所系施設	2人																															
	合計	13人																															

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.居宅介護支援事業所およびケアマネ同士の相互理解が深まり、連携・協働の体制が促進される。	①懇談会や研修会の開催。 ・ケアマネの相互理解や連携体制が促進されることを意識した内容とし、グループワークや意見交換の時間を設ける。 ・圏域内の居宅介護支援事業所と協働して開催し、特に主任ケアマネの参画を働きかける。	・参加事業所数（率） ・参加者数 ・居宅介護支援事業所のケアマネとの連携、協働の状況

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】 地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容

令和7年度活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○開催状況

(回)

	R5年度	R6年度	R7年度
目標数値	6	6	6
開催回数	6	6	7
達成率	100.0%	100.0%	116.7%

○参加機関

家族	1回
近隣住人	1回
民生委員	第14方面民生児童委員協議会 第15方面民生児童委員協議会
町会役員	香雪団地自治会 上野町会
在宅福祉委員	香雪団地自治会在宅福祉委員会 上野町在宅福祉委員会
ケアマネ	居宅介護支援事業所こうせいえん 居宅介護支援事業所あんじゅう 居宅介護支援事業所クオリティエライズ
介護サービス事業所	訪問介護事業所輝 ケアステーションはれる SOMPOケア函館湯の川訪問介護 訪問介護ステーション輪 訪問看護ステーションあや 訪問看護ステーションよつ葉 訪問看護ステーションエクラ デイサービスセンターおおぞら マルベリーさわかセンター函館
医療機関	稜北クリニック
行政	湯川福祉課
その他	函館中央警察署 上湯川駐在所 函館中央警察署 旭岡駐在所

○有した機能

(回)

個別課題解決	4
ネットワーク構築	7
地域課題発見	0
地域づくり・資源開発	0

【活動目標】

1.地域ケア会議の開催を通して、ケアマネ・多職種・他機関や地域関係者のネットワークが構築され、利用者への支援に活かされる。

【評価】

・3ケースが居宅介護支援事業所のケアマネが担当するケースであり、うち1ケースはケアマネから会議の開催について相談があった。令和6年度と比較すると、ケアマネの担当ケースによる地域ケア会議の開催は減少したが、ケアマネと関わる様々な機会において、地域ケア会議および地域関係者との連携の重要性について周知をしており、理解は深まった。

・令和6年度と比較し、介護サービス事業所の参加が増加した。また意見交換等を通して、地域関係者と介護サービス事業所の相互理解が深まった。

・全7ケースにおいて、ネットワーク構築機能をもてることができた。

・地域ケア会議以降、地域関係者がより積極的に見守りをし、把握できた情報をケアマネや包括に寄せる等、連携意識の高まりや行動の変化が見られた。

○総括

・地域ケア会議への理解は深まっており、地域関係者の意識や行動の変化に繋がった。寄せられた情報は、ケアマネや多職種が支援を検討し、提供する際に活かされた。よって、目標は達成されたと評価する。地域ケア会議への理解が深まり、参加者が増加することで、相互理解の必要性が増し、正しい理解の上でネットワークが構築されることが重要と考える。令和8年度も、加者の理解度に合わせて参加者同士の相互理解を図り、ネットワークや連携が構築、推進されるよう働きかけていく必要がある。

地域ケア会議推進事業（個別ケースの検討を行う地域ケア会議）

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.地域ケア会議の開催を通して、参加者同士の相互理解が促進され、構築されたネットワークや検討内容が、利用者への支援に活かされる。	①センター職員の担当ケースについての会議開催。 ・支援困難事例や認知症対応ケース等から対象者を選定する。 ②居宅介護支援事業所の担当ケースについての会議開催。 ・居宅介護支援事業所との連携の中から対象者を選定する。 ・ケアマネへの個別支援ケースから対象者を選定する。 ・研修や懇談会において事例提供を募る。 ③民生委員、町会関係者、在宅福祉委員等からの相談ケースについての会議開催。 ④会議開催後のモニタリングを実施し、検討された支援内容の実行状況や構築された連携体制を確認する。 ・会議の場で実施時期や方法を明確にし、参加者と共有する。 ・センター職員は、設定した時期にモニタリングを実施し、確認された状況により再度開催の必要性を検討する。 ⑤自立支援型地域ケア会議の開催。（市・センターの共催）	・開催回数と目標数値達成率 ・参加機関 ・有した機能 ・モニタリングにより把握された状況

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
地域ケア会議 推進事業（地域課題の検討を行う地域ケア会議）	○開催状況			【活動目標】 1.住民同士が、地域の問題を話し合うと共に、各地域が行う取り組みを知ることができる。 【評価】 ○開催内容①② ・圏域を6つに分けて令和6年度から2地域ずつ開催してきた地域ケア会議を、最後の2地域において開催した。センターが住民主体の助け合い活動への支援等により関わる機会が多い地域であり、多くの団体および関係者が参加した。 ・意見交換では、参加団体同士が行事開催の手法や活用している社会資源について、質疑応答により共有していた。 ○開催内容③ ・①の地域ケア会議に参加し、講話や他地域の活動内容を知り、自地域の活動を活性化したいという相談が寄せられ、開催に至った。地域ケア会議において、地域課題の発見と共有ができ、社会資源を活用した活動の実施に繋がった。 ○開催内容④ ・圏域全体を対象とした「全体会」として開催。令和4年度に開催した全体会の参加者48人を大きく上回った（センター職員である第2層SCを除く人数）。令和6年度から各地域で開催してきた地域ケア会議の中で、全体会の開催を周知していたことや、実践報告において、地域活動を写真を用いて紹介することを各地域の運営担当者に伝えてきたことが参加に繋がったと考える。 ・各地域の活動についてまとめた「わが町 活動ガイド」第3版を全参加者へ配布し、各地域が行う取組を共有した。 ・センターの「集いの場」への支援状況について報告し、地域活動に活用されている「函館市地域リハビリテーション活動支援事業」について、市保健福祉部高齢福祉課介護予防担当主任より説明を行った。また、デイサービスセンターシンフォニーが地域団体を対象に提供する「健康教室」について、主任生活相談員より実践報告を行った。地域活動における「担い手の不足」や「担い手の負担の増加」という地域課題に対する具体的且つ有効な手段として共有した。 ○開催内容⑤ ・ネットワーク構築を目的とした町会長との意見交換を働きかけたことをきっかけに、他の役員も交えて話をしたいとの要望があり、開催に至った。 ・「より多くの住民が相談機関を知ることが必要である」という地域課題が整理され、自治会広報紙の全戸配布時に、センターのリーフレットも併せて配布するという提案が参加者からあり、実行することができた。 ○総括 ・令和6年度の開催回数および参加人数を上回り、地域同士、住民同士が地域の現状や問題について話し合うことができた。抱えている問題だけではなく、各地域の取り組みを知り、社会資源を活用
	(回)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	目標数値	3	3	3
	開催回数	4	4	5
	達成率	133.3%	133.3%	166.7%
	○開催内容			
	①令和7年4月5日（対象：圏域の一部地域）			
	会 場	根崎町会館		
	参加者	高松町親交会	5人	
		志海吾町会	1人	
		志海吾町在宅福祉委員会	2人	
		高松町在宅福祉委員会	1人	
		根崎町在宅福祉委員会	8人	
		自立相談支援機関	1人	
		第2層生活支援コーディネーター	4人	
		合計	22人	
	②令和7年4月19日（対象：圏域の一部地域）			
	会 場	銭亀町会館		
	参加者	地域住民	4人	
		銭亀町会	4人	
		望洋団地自治会	5人	
		新湊町会	1人	
		古川町会	2人	
		石崎町会	1人	
鶴野町会		1人		
石崎町在宅福祉委員会		3人		
新生新湊町在宅福祉委員会		2人		
石崎老人クラブ松寿会		3人		
古川町鶴亀クラブ		2人		
新湊町老人クラブ新生会		1人		
望洋団地シルバークラブ		1人		
自立相談支援機関		2人		
第2層生活支援コーディネーター		4人		
合計		36人		
●内容（①②共通）				
1.講話『いくつになっても住み続けられる地域づくりをめざして』～介護予防・フレイル予防と社会参加～				
2.「わが町 活動ガイド」内容確認・更新のためのグループワーク				
3.意見交換				
③令和7年4月22日（対象：圏域の一部地域）				
会 場	高松町会館			
参加者	高松町在宅福祉委員会	6人		
	第2層生活支援コーディネーター	2人		
	合計	8人		
●内容				
1.現状と課題の共有				
2.地域活動を開始するための社会資源の紹介				

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.住民が、自地域の地域課題について整理し、具体的な解決方法を検討することができる。	①圏域を細分化し、会議を開催する。 ②個別地域を対象とした会議を開催する。 ・上記①を対象とした会議を開催する中で、対応が必要と考えられる地域に対し開催する。 ・各種事業の関わりから、地域課題の顕在化もしくは潜在化していると考えられた地域や団体等に対し、会議の開催を働きかける。 ③各種事業や地域ケア会議を通じて把握した地域課題により、福祉事業所等や社会資源との連携が必要であると考えられた場合は、福祉事業所等を交えた会議の開催を働きかける。 ④住民主体の地域活動の把握を継続する。 ⑤地域住民や福祉事業所が地域ケア会議を知り、関心を持ってもらえるよう、広報紙やWeb等の活用を検討する。	・開催状況 ・開催内容 ・地域課題 ・検討した支援内容 ・有した機能

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和7年度 活動評価																																																																																	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																																																																
地域ケア会議 推進事業（地 域課題の検討 を行う地域ケ ア会議）	④令和7年6月28日（対象：圏域全域） <table border="1"> <tr> <td>会 場</td><td>函館大学 161教室</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="33">参加者</td><td>第14方面民生児童委員協議会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>第17方面民生児童委員協議会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>戸倉ヶ丘町会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>榎本町会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>春雪団地自治会</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>高丘町会</td><td>7人</td></tr> <tr> <td>見晴町会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>西旭岡町会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>根崎町会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>高松町親交会</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>望洋団地自治会</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>新湊町会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>古川町会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>榎本町在宅福祉委員会</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>上野町在宅福祉委員会</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>志海苔町在宅福祉委員会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>高松町在宅福祉委員会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>根崎町在宅福祉委員会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>石崎町在宅福祉委員会</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>新生新湊町在宅福祉委員会</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>上野あすなろ会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>石崎老人クラブ松寿会</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>古川町鶴亀クラブ</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>新湊町老人クラブ新生会</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>望洋団地シルバークラブ</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>NPO法人朝日の丘サロン</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>ケアマネ</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>介護サービス事業所</td><td>9人</td></tr> <tr> <td>行政</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>第1層生活支援コーディネーター</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>第2層生活支援コーディネーター</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>82人</td></tr> </table> ●内容 1.「わが町 活動ガイド」第3版の紹介 2.情報提供・実践報告 ⑤令和7年9月2日（対象：圏域の一部地域） <table border="1"> <tr> <td>会 場</td><td>望洋団地自治会館</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">参加者</td><td>望洋団地自治会</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>第2層生活支援コーディネーター</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5人</td></tr> </table> ●内容 1.包括支援センターたかおかより 2.意見交換	会 場	函館大学 161教室		参加者	第14方面民生児童委員協議会	2人	第17方面民生児童委員協議会	2人	戸倉ヶ丘町会	2人	榎本町会	1人	春雪団地自治会	5人	高丘町会	7人	見晴町会	1人	西旭岡町会	2人	根崎町会	1人	高松町親交会	5人	望洋団地自治会	4人	新湊町会	1人	古川町会	2人	榎本町在宅福祉委員会	3人	上野町在宅福祉委員会	3人	志海苔町在宅福祉委員会	2人	高松町在宅福祉委員会	1人	根崎町在宅福祉委員会	2人	石崎町在宅福祉委員会	3人	新生新湊町在宅福祉委員会	1人	上野あすなろ会	2人	石崎老人クラブ松寿会	2人	古川町鶴亀クラブ	1人	新湊町老人クラブ新生会	3人	望洋団地シルバークラブ	1人	NPO法人朝日の丘サロン	1人	ケアマネ	1人	介護サービス事業所	9人	行政	4人	第1層生活支援コーディネーター	1人	第2層生活支援コーディネーター	4人	その他	3人	合計	82人	会 場	望洋団地自治会館		参加者	望洋団地自治会	4人	第2層生活支援コーディネーター	1人	合計	5人	して新たな活動に繋がった地域もある。 よって、目標は達成されたと評価する。個別地域と開催した地域ケア会議において、地域課題の発見から具体的な取り組みに繋がったことから、令和8年度は、住民が自地域の課題について整理し、具体的な解決方法を検討できることを重点的に働かかけたい。
会 場	函館大学 161教室																																																																																	
参加者	第14方面民生児童委員協議会	2人																																																																																
	第17方面民生児童委員協議会	2人																																																																																
	戸倉ヶ丘町会	2人																																																																																
	榎本町会	1人																																																																																
	春雪団地自治会	5人																																																																																
	高丘町会	7人																																																																																
	見晴町会	1人																																																																																
	西旭岡町会	2人																																																																																
	根崎町会	1人																																																																																
	高松町親交会	5人																																																																																
	望洋団地自治会	4人																																																																																
	新湊町会	1人																																																																																
	古川町会	2人																																																																																
	榎本町在宅福祉委員会	3人																																																																																
	上野町在宅福祉委員会	3人																																																																																
	志海苔町在宅福祉委員会	2人																																																																																
	高松町在宅福祉委員会	1人																																																																																
	根崎町在宅福祉委員会	2人																																																																																
	石崎町在宅福祉委員会	3人																																																																																
	新生新湊町在宅福祉委員会	1人																																																																																
	上野あすなろ会	2人																																																																																
	石崎老人クラブ松寿会	2人																																																																																
	古川町鶴亀クラブ	1人																																																																																
	新湊町老人クラブ新生会	3人																																																																																
	望洋団地シルバークラブ	1人																																																																																
	NPO法人朝日の丘サロン	1人																																																																																
	ケアマネ	1人																																																																																
	介護サービス事業所	9人																																																																																
	行政	4人																																																																																
	第1層生活支援コーディネーター	1人																																																																																
	第2層生活支援コーディネーター	4人																																																																																
	その他	3人																																																																																
	合計	82人																																																																																
会 場	望洋団地自治会館																																																																																	
参加者	望洋団地自治会	4人																																																																																
	第2層生活支援コーディネーター	1人																																																																																
	合計	5人																																																																																

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
地域ケア会議 推進事業（地 域課題の検討 を行う地域ケ ア会議）	○地域課題（キーワード） ※該当項目のみ掲載、重複あり（件）	
	地域の高齢者が抱える課題	
	閉じこもり高齢者の増加	2
	地域住民の理解についての課題	
	サービスや制度についての理解不足	1
	地域福祉の担い手に関する課題	
	担い手の不足	4
	担い手の負担の増加	1
	地域の支え合い・介護予防に関する課題	
	既存の活動の衰退	2
	参加者の固定	3
	活動場所の確保が困難	1
	移動手段がない	1
	情報不足	1
	○検討した支援内容 ※該当項目のみ掲載、重複あり（件）	
	サービス・制度等の拡充	
	地域にある社会資源の有効活用	1
	地域住民への周知	
	社会資源についての周知	3
	市や包括支援センター、各種相談窓口についての周知	1
	地域づくり	
	地域住民の意識醸成	1
	社会資源を活用した地域づくり	3
	各町会の取組みについての情報交換	3
	地域住民の交流の場づくり	2

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
第2層生活支援 コーディネーター業務	○ネットワーク構築機関	【活動目標】 1.住民主体の様々な団体が、各地域の活動状況や社会資源を知り、活動に活かすことができる。 【評価】 ・広報紙を配布する際に、町会長との意見交換の場を持ち、活動や高齢者の見守りの状況について把握するとともに、他地域の活動についても情報交換ならびに共有することができた。 ・他事業を通じて、教育機関や民間企業とネットワークを構築することができた。 ・過年度より住民主体の活動において連携してきた機関と、新年度が始まる前の打ち合わせや、個別相談を行うことにより、令和6年度と同程度の協力が得られた。 ・令和6年度の「日常生活圏域レベルの地域課題整理」に基づく地域課題への対応として、地域住民が公共交通について学ぶ機会を検討した。函館市地域公共交通協議会と共催し、函館バス株式会社の協力を得て開催した。参加者からは質問や意見が多くあり、関心の高さが伺えた。外出手段が確立され、個人や地域の活動が促進されることをねらいとし、今後は他地域においての開催を検討する。 ・主に第2層協議体において「わが町活動ガイド」を配布した。配布部数は令和6年度の3倍以上となったことから、各地域の活動状況を多くの住民と共有できたと考える。第2層協議体の参加団体ならびに参加人数については、「地域ケア会議推進事業（地域課題を検討する地域ケア会議）」の項を参照。
	町 会	
	教育機関	
	民間企業	
	行 政	
	○住民主体の助け合い活動における社会資源の活用状況 (回)	
	高橋病院	24
	函館中央病院	12
	北海道栄養士会函館支部	5
	函館市リハビリテーション活動支援事業	10
	シンフォニー（居宅介護支援事業所・デイサービスセンター）	3
	○社会資源を活用した地域課題への対応	
	年月日	令和7年11月4日
	会 場	函館市地域包括支援センターたかおか
	内 容	○講話「バスの乗り方について」 函館バス株式会社 バス事業部事業課 ○バスの乗り方実演
	参加者	地域住民 13人
	○「わが町活動ガイド」の配布状況 (部)	
	第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）	129
	その他	5
		○総括 ・第2層協議体の参加団体ならびに参加者数は令和6年度を上回り、「わが町活動ガイド」の配布および意見交換等により、各地域の活動状況や活用できる社会資源を知ることができたと考える。また、社会資源を活用し、活動が活性化した地域もあることから、目標は達成されたと評価する。引き続き社会資源との連携強化に努め、社会資源を活用した地域活動が継続されるよう、第2層協議体や各種業務における地域関係者と関わる機会に働きかけていく必要がある。 また、令和8年度も「日常生活圏域レベルの地域課題整理」に基づき、地域課題への対応として、地域住民が公共交通について学ぶ機会を引き続き開催したい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.住民主体の団体が、各地域の活動状況や社会資源を知り、社会資源を活かした活動を行うことができる。	①生活支援コーディネーター活動を通じたネットワーク構築の推進。 ②第2層協議体を活用した地域活動の状況把握。 ③各種事業を通じて把握した地域活動の状況により、社会資源との連携が必要であることが共有できた際には、社会資源と地域が繋がれるよう支援する。 ④生活支援コーディネーター連絡会において、社会資源の情報収集ならびに情報提供を行う。 ⑤地域活動や圏域内サービス事業所の情報を掲載した「わが町 活動ガイド」の配布。	・ネットワーク構築機関 ・社会資源の活用状況 ・「わが町 活動ガイド」の配布状況
2.地域住民が公共交通を利用し外出することができる。	①函館市地域公共交通協議会と共催し、地域住民が公共交通について学ぶ機会を検討する。	・開催内容

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容

第2層生活支援
コーディネーター業務
(住民主体の助け合い活動)

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○住民主体の助け合い活動開催状況

	実施回数	参加延人数	社会資源利用
上湯川百寿会	20回	135人	17回
高橋病院・包括共同企画	6回	96人	6回
古川町会	12回	160人	10回
新湊町会	6回	96人	5回
石崎町老人クラブ松寿会	3回	51人	3回
高丘団地自治会	6回	54人	4回
NPO朝日の丘サロン	1回	24人	1回
高松町在宅福祉委員会・空港団地町会	3回	26人	1回
合計	57回	642人	47回
令和6年度合計	50回	562人	44回

○出前講座

	実施回数	延人数
上野町在宅福祉委員会	1回	31人
香雪団地自治会	1回	22人
NPO朝日の丘サロン	1回	15人
榎本町女性部	1回	18人
銭亀町在宅福祉委員会	1回	16人
地域交流サロンひなたぼっこ	1回	13人
合計	6回	115人

○社会資源との連携

高橋病院	作業療法士 理学療法士 看護師 管理栄養士 介護福祉士
函館中央病院	作業療法士 理学療法士
函館市地域リハビリテーション 活動支援事業	作業療法士 理学療法士 管理栄養士 歯科衛生士 言語聴覚士
北海道栄養士会函館支部	管理栄養士
シンフォニー	生活相談員 介護福祉士

【活動目標】

1.より多くの高齢者が身近な場所で、交流や介護予防に取り組むことができる。

【評価】

・助け合い活動の開催団体数が増加し、また助け合い活動と出前講座を合わせた実施回数、参加延人数は令和6年度を上回った。助け合い活動では社会資源（講師）を活用し、フレイル予防や認知症予防等を軸とした多彩なメニューで実施しており、増加の要因に繋がったと考える。

・上湯川百寿会は通年で開催しており、介護予防への関心は高く、集い、交流することが健康維持には必要との認識が高い。また、参加者同士で声を掛け合い、お互いに見守り、助け合いの関係性を築いていた。

・高橋病院とセンター共同企画の教室は、令和6年度と同様、専門職による運動や講話、調理実習や物づくり等内容の充実を図った。参加人数は参加者からの紹介や口コミ等にて増加した。複数の近隣町会からの参加があり、新たな集い交流の場として、参加者同士の関係性も深まっていた。

・古川町会と新湊町会は、運営主体のリーダーが中心となり、外部講師を活用しながら安定した活動を継続していた。

・石崎町老人クラブ松寿会は、会の希望で栄養士への繋ぎを行い、調理実習を実施した。令和6年度に繋がった社会資源も活用し、活動の活性化を図っていた。

・高丘団地自治会は、年間予定を立てて計画的に実施した。令和6年度に繋がった社会資源を活用して活動しているが、特に栄養への関心が高く、栄養士に依頼して調理実習を複数回実施した。

・高松町会は地域ケア会議をきっかけに、新たに助け合い活動への支援に繋がった。また、近隣の空港団地町会からも参加希望があり2町会合同による開催となった。

○総括

・助け合い活動の開催や出前講座の実施にて、より多くの高齢者が身近な場所において交流や介護予防に取り組むことができおり、目標は達成したと評価する。令和8年度は、社会資源と連携しながら、参加者と実施内容を検討し、助け合い活動の拡充に向けた取組を行いたい。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.より多くの高齢者が、身近な場所で交流や介護予防に取り組むことができる。	①支援の希望がある地域に住民主体の助け合い活動（健康づくり教室等）の開催を提案する。 ・地域にある町会館や集会場等、参加者にとって集いやすく、通いやすい会場を検討する。 ・リーダーを中心とした自主的な活動に繋げるための下地作りを意識して開催する。 ・地域の社会資源（外部の専門職等）を紹介し、活用を促す。 ・健康に関する知識や意識を高め、心身の健康維持・向上を図り、介護予防に取り組むことができるよう、知識や実践方法の普及を行う。 ②継続教室または自主化している助け合い活動（教室）への働きかけを行う。 ・今後の活動の意向を確認し、リーダーと活動方法や実施内容を検討し、継続や活性化に向けた支援を行う。 ・利用できる社会資源（講師等）の紹介を随時行う。 ・必要時、運営が継続できるよう、後方支援を行う。 ③上記①②の助け合い活動（教室）において定期開催に至らない場合は、出前講座等の開催を検討する。 ④センター多目的ホールでの健康づくり教室を継続する。 ・高橋病院とセンターとの共同企画にて運営し、多彩なメニューで実施する。 ・参集範囲、回数、実施内容を検討し、圏域内の誰もが参加できる場とする。 ・各町会の活動につながるよう社会資源紹介の機会とする。 ⑤希望する団体にて出前講座を実施し、参加者が集い、介護予防ができる機会とする。 ⑥活用できる社会資源の拡充のため、ネットワーク構築と情報の収集を行う。	・住民主体の助け合い活動の開催状況 ・出前講座の開催状況 ・自主化したグループの状況（活動内容等） ・社会資源との連携の状況 ・住民主体の助け合い活動、出前講座への参加人数 ・地域住民の声（介護予防への取り組みや地域での繋がり）

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目 的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

令和7年度		活動評価																															
事業内容	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																															
認知症総合支援事業	（ア） 認知症初期集中支援推進事業 ○ 認知症初期集中支援チームの活用 ・ 事例相談 0件	【活動目標】 1.認知症を心配される方が、適切な医療や関係機関、サービスに繋がることができる。 【評価】 ・ 家族や地域住民から、認知症の専門医受診や認知症予防のためのサービス利用等の相談が多くあり、適切に医療機関や各種サービスに繋がることができた。 ・ 認知症初期集中支援チームの活用については職員のスキルやネットワークの活用により医療やサービス利用等、適切な支援に繋がったことから、活用に結び付いた事例がなかった。今後もケースの選定を意識的にを行い、効果的に活用していきたい。																															
	（イ） 認知症地域支援・ケア向上事業 ○認知症サポーター養成講座 <実施回数>：1回 ・ 函館短期大学保育学科 7月7日 46人参加	○総括 ・ 普及啓発の取り組みにより多くの相談に繋がりと、相談があったケースについては医療機関や関係機関、各種サービスなど適切な支援に繋がることができた。よって目標は達成したと評価する。相談内容に応じ、医療やサービスに繋げ適切に支援していく必要があるため、令和8年度も継続して取り組みを行っていききたい。																															
	○認知症カフェの開催 <実施回数>：4回 ・ 1回目：7月12日 センター多目的ホール（高丘町） ・ 2回目：9月20日 シンフォニー（中野町） ・ 3回目：11月15日 旭岡団地2丁目集会所（西旭岡） ・ 4回目：2月14日 大願寺（銭亀町）																																
	<参加人数> (人)																																
	<table><tr><td></td><td>1回目</td><td>2回目</td><td>3回目</td><td>4回目</td></tr><tr><td>地域住民（当事者含む）</td><td>34</td><td>43</td><td>20</td><td>58</td></tr><tr><td>ミニコンサート奏者</td><td>4</td><td>17</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>講師</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>チームみかん</td><td>10</td><td>10</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>合計</td><td>49</td><td>71</td><td>29</td><td>72</td></tr></table>		1回目	2回目	3回目	4回目	地域住民（当事者含む）	34	43	20	58	ミニコンサート奏者	4	17	1	4	講師	1	1	1	1	チームみかん	10	10	7	9	合計	49	71	29	72		
		1回目	2回目	3回目	4回目																												
	地域住民（当事者含む）	34	43	20	58																												
	ミニコンサート奏者	4	17	1	4																												
	講師	1	1	1	1																												
	チームみかん	10	10	7	9																												
合計	49	71	29	72																													
<参加者の声> ・ 認知症の方へのかかわり方を知りたい。 ・ 地域住民、認知症が気になる方等、皆が集える場所、機会がもっとあればいいと思う。 ・ 穏やかに過ごすことが出来た。また開催してほしい。																																	
○知識の普及																																	
<table><tr><td rowspan="8">助け合い活動、出前講座</td><td>新湊町 (5)</td><td rowspan="8">36 回</td></tr><tr><td>古川町 (9)</td></tr><tr><td>上湯川町百寿会 (12)</td></tr><tr><td>多目的ホール健康づくり教室 (2)</td></tr><tr><td>石崎老人クラブ松寿会 (2)</td></tr><tr><td>高丘団地自治会 (3)</td></tr><tr><td>高松町・空港団地自治会(1)</td></tr><tr><td>香雪団地自治会(1)</td></tr><tr><td>榎本町女性部(1)</td><td></td></tr><tr><td>認知症ケアパス・認知症ガイドの配布</td><td>約200部</td></tr><tr><td>広報紙配布（認知症について周知）</td><td>1回</td></tr><tr><td>あたまの健康チェックの周知・実施</td><td>1回</td></tr></table>	助け合い活動、出前講座	新湊町 (5)	36 回	古川町 (9)	上湯川町百寿会 (12)	多目的ホール健康づくり教室 (2)	石崎老人クラブ松寿会 (2)	高丘団地自治会 (3)	高松町・空港団地自治会(1)	香雪団地自治会(1)	榎本町女性部(1)		認知症ケアパス・認知症ガイドの配布	約200部	広報紙配布（認知症について周知）	1回	あたまの健康チェックの周知・実施	1回															
助け合い活動、出前講座		新湊町 (5)		36 回																													
		古川町 (9)																															
		上湯川町百寿会 (12)																															
		多目的ホール健康づくり教室 (2)																															
		石崎老人クラブ松寿会 (2)																															
		高丘団地自治会 (3)																															
		高松町・空港団地自治会(1)																															
	香雪団地自治会(1)																																
榎本町女性部(1)																																	
認知症ケアパス・認知症ガイドの配布	約200部																																
広報紙配布（認知症について周知）	1回																																
あたまの健康チェックの周知・実施	1回																																
○総合相談における認知症に関する相談件数 (件)																																	
<table><tr><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>101</td><td>127</td><td>122</td><td>131</td></tr></table>	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	101	127	122	131																									
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																														
101	127	122	131																														

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.認知症を心配される方が、早期に適切な医療や関係機関、サービスに繋がることができる。	①総合相談にて相談支援を行う。 ・認知症に関する相談において、家族や関係機関と連携し、医療や必要なサービスに繋げる等の支援を行う。 ②認知症初期集中支援チームの活用。 ③各種出前講座やセンターの事業等、また個別相談時に認知症についての周知を行う。 ・認知症専門医療機関や利用できるサービス等の周知を行う。 ・周囲の気づきから早期の相談へ繋がることができるよう、早期対応の重要性を周知する。	・認知症に関する相談件数や内容 ・認知症初期集中支援チームの活用状況（数、効果等） ・認知症に関する出前講座や周知状況
2.認知症について、より多くの地域住民の理解や知識が深まり、認知症当事者や家族が認知症に関する情報や支援に繋がることができる。	①認知症サポーター養成講座の開催する。 ・開催意向があった団体等に対して実施する。 ・各種団体での集まりや広報等にて認知症サポーター養成講座の周知を行う。 ②認知症カフェを開催する。 ・コアメンバー（運営チーム）による検討結果に基づき、認知症カフェを開催する。7月4日、9月12日、11月28日、2月13日の4回開催予定。 ・認知症当事者、当事者家族の対象の把握や周知方法を検討する。 ・把握できた認知症当事者や家族へ認知症カフェの情報提供を行う。 ・地域住民が集いやすい場所にて開催する。開催場所近隣の町会に広報等の協力を依頼する。 ・希望者がどの地域からも参加できるように周知方法を検討する。 ③認知症についての知識の普及を行う。 ・出前講座、健康づくり教室等にて講話や認知症予防体操等の実施。 ・各種出前講座やセンターの事業等、また個別相談時に認知症ケアパスや認知症ガイドの活用、配布。 ・「あたまの健康チェック」の周知、受検勧奨。 ④世界アルツハイマーデーへの参画。 ・広く市民に認知症の理解を深めてもらう機会とするため、「世界アルツハイマーデー」イベントに参画する。 ⑤チームオレンジ発足に向けた検討を行う。 ・ステップアップ講座やチーム員の構成、活動内容等の検討を行う。	・認知症サポーター養成講座の開催回数、開催機関 ・認知症カフェの開催状況 ・当事者、家族の認知症カフェへの参加状況。 ・参加者の声 ・出前講座、助け合い活動等での実施状況 ・認知症ケアパスや認知症ガイドの配布状況 ・「あたまの健康チェック」の周知状況 ・認知症に関する相談件数や内容 ・地域住民の声

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症総合 支援事業		○認知症についての知識の普及 ・住民主体の助け合い活動や出前講座において講話や認知症予防体操を実施したほか、様々な機会を通じて認知症ケアパスや認知症ガイドの配布、頭の健康チェックの実施や周知を行った。これらの取り組みにより認知症に関する知識や予防の普及啓発に繋がった。 ○世界アルツハイマーデーへの参画 ・企画への参画、および参加により、函館市民に認知症の理解や関心を深めてもらう機会となった。 ○総括 ・各種事業の実施で、より多くの地域住民の理解や知識が深まったと考える。相談件数は昨年と同程度を維持しており、地域住民のみならず、家族や関係機関、民間業者などからも異変に気付いた時に相談が寄せられている。よって目標は達成したと評価する。認知症は継続して対応が求められる課題であるため、今後も取り組みを続けて行く必要がある。

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○住民に対する広報・啓発

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
広報紙の発行	2	2	2
パンフレット等配布	17	21	5
出前講座・講師派遣	31	27	15

○広報啓発の内容と回数

(回)

	R5年度	R6年度	R7年度
包括について	13	10	5
介護保険制度	2	3	6
新しい総合事業	0	1	0
在宅高齢者等サービス	3	6	2
住宅改修	0	1	0
権利擁護(虐待)	10	7	5
権利擁護(消費者被害)	1	6	5
権利擁護(成年後見)	0	3	0
地域ケア会議	0	0	2
介護予防	12	10	5
認知症	5	7	5
地域での見守り活動	1	4	4
地域の社会資源	2	1	0
相談シート	0	1	1
住民主体の助け合い	0	3	1
その他	9	15	4

【その他】

熱中症対策について、福祉拠点について、高齢者の住まい選び

○出前講座・講師派遣の依頼機関数

(件)

R5年度	R6年度	R7年度
18	19	12

上野町在宅福祉委員会、榎本町女性部、香雪団地自治会、指定介護老人福祉施設百楽園、銭亀町在宅福祉委員会、第14方面民生児童委員協議会、第15方面民生児童委員協議会、地域交流サロンひなたばっこ、函館短期大学保育学科、NPO朝日の丘サロン、養護老人ホーム永楽荘

○総合相談対応件数（地域支援事業のみ）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
実件数	968	1,035	1,100
延件数	1,421	1,465	1,738

○自立相談支援機関の相談件数

(件)

R5年度	R6年度	R7年度
3,057	3,649	2,964

住民に対する
広報・啓発

【活動目標】

1.地域住民や支援者がセンターの機能を知り、相談窓口として活用することができる。

【評価】

・関係機関への広報紙の配布先が10件追加となり、約410か所、約3,800部を送付した。

・町会や関係機関に広報紙を配布するとともに面談の場を設け、センターの機能の周知と今後の連携に向けて働きかけた結果、1町会から地域の相談が寄せられ、地域課題を検討する地域ケア会議の実施に結び付いた。

・令和6年度に複数回、出前講座の依頼のあった機関が助け合い活動へ移行したことが出前講座の依頼回数の減少の要因と考えられる。各町会や関係機関が必要に応じて出前講座を活用できるように、広報や周知が必要である。

・出前講座では、講話内容に沿ったパンフレットの配布を行い、各相談窓口の周知を行った。

○総括

・総合相談および自立相談支援機関の相談件数は増加したことから、地域住民や支援者が相談窓口としてセンターを活用できた。よって、目標は達成したと評価する。令和7年度は町会や関係機関からの出前講座や講師派遣が令和6年度よりも減少したことから、センターを幅広く活用してもらえるよう働きかけが必要である。引き続き、地域住民や関係機関に向けて広報紙や出前講座等を活用し、センターや出前講座の周知を行うことが必要である。

・令和7年度の日常生活圏域レベルの地域課題整理の際に、圏域の問題として頼れる親族がいない高齢者が増加傾向にあること、子から緊急時や死後のことについて考えるように促される高齢者が散見されることが挙げられた。令和8年度は高齢者が意思決定が困難になった時のために、活用できる知識やツールを知ることができるように取り組むことが必要である。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.地域住民や支援者がセンターや各相談機関を知り、必要に応じて相談窓口として活用できる。	①広報紙の作成と配布。 ・ 広報紙を年2回作成し、発行する。 ・ 広報紙の内容は、令和7年度の日常生活圏域レベルの地域課題整理や社会情勢を考慮したうえで、わかりやすく作成する。 ・ 広報する内容によって、センターのほか専門の相談機関の案内も行う。 ・ 町会長や町会役員に広報紙を配布し、地域住民へ回覧を依頼する。 ・ 民生委員や老人クラブへ配布する。 ・ 行政や駐在所、教育機関の関係機関への配布および設置の依頼をする。 ・ 居宅介護支援事業所や高齢者施設、サービス事業所、障害福祉事業所へ配布する。 ・ 医療機関および薬局、歯科医院へ配布する。 ・ コンビニエンスストアや民間企業へ配布する。 ②広報紙の配布先の拡大。 ・ 新たにセンターと繋がった社会資源先に広報紙を配布し、センター機能について説明を行い、今後の連携に向けた関係構築を図る。 ③ホームページを活用した広報啓発活動の実施。 ・ 広報紙をホームページに掲載し、センター機能の周知を図る。 ・ 地域課題を検討する地域ケア会議や認知症カフェ等、センターが実施した活動を掲載する。 ④出前講座、講師派遣の広報と周知。 ・ 幅広く関係機関が出前講座を活用できるよう、出前講座のメニューが記載された一覧を町会や関係機関に送付する。 ・ 広報紙やホームページに出前講座のメニューや案内を掲載し、地域住民や関係者が出前講座を活用できるようにする。 ⑤パンフレットの作成、配布。 ・ 広報啓発内容に合わせたパンフレットの配布を行い、各種相談窓口の周知を行う。	○住民に対する広報啓発 ・ 広報紙配布先数 ・ パンフレット等配布配布回数 ・ 出前講座、講師派遣回数 ○広報啓発の内容と回数 ○出前講座・講師派遣の依頼機関数 ○総合相談件数 ○自立相談支援機関の相談件数
2.高齢者が、意思決定が困難になった時のために、活用できる知識やツールを知ることができる。	①広報紙や出前講座の活用。 ・ 広報紙や出前講座の場で地域住民に終活や意思決定に関する知識やツールについて普及啓発を実施する。 ②個別ケース対応時の広報啓発の実施。 ・ 総合相談や見守りネットワーク訪問、個別ケース対応時に高齢者から終活や意思決定が困難になった時の相談を受けた際に、関連する資料を配布し、普及啓発を実施する。	○広報紙や出前講座の意思決定に関する知識やツールの普及回数 ○個別ケースの対応状況